座間市景観計画における景観重要公共施設の手続きに関する規定

景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条第２項第４号のハに基づき定める、座間市景観計画（以下「景観計画」という。）における景観重要公共施設の占用に係る事前確認手続きについて、次の通り定める。

（目的）

第１条　本規定は景観計画の実現に向け、景観重要公共施設の占用の許可に係る手続きの迅速かつ効果的な運用のために必要な事項を定めることを目的とする。

（事前確認申請）

第２条　景観重要公共施設の占用にあたっては、事前に協議・調整を行うものとする。

１　事前の協議にあたっては、事業者は実施設計段階で都市計画課に景観重要公共施設の占用に係る事前確認申請書（第１号様式。以下「確認申請書」という。）及び占用に関する事項の該当項目を明示した図面を提出しなければならない。

２　手続きに要する標準処理期間は、受付の日から７日とする。この場合において、標準処理期間の期限が座間市の休日を定める条例（平成元年座間市条例第４号）第１条第１項に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。ただし、特別の協議・調整を要するものについてはこの限りではない。

（事前確認書の交付）

第３条　確認申請書等の内容（防護柵、道路照明、舗装、全体の色彩、安全性、周辺景観との調和等）の確認を行い、座間市景観計画に定める景観形成基準に適合すると認められた場合、市は事業者に対して景観重要公共施設に係る事前確認書（第２号様式。以下「確認書」という。）の交付を行うものとする。

（その他）

第４条　事業者は確認書の交付を受けて、各公共施設管理者の占用の許可の申請を行うものとする。

附則

　この規定は、平成２６年８月１５日から施行する。

附則

　この規定は、令和３年６月３日から施行する。